

○筑紫女学園大学研究倫理規範

平成20年4月1日

規程第3号

最近改正 平成30年10月15日

(趣旨)

第1条 この規範は、筑紫女学園大学（以下「本学」という。）において、研究を遂行する上で研究者及び研究に関与する事務職員の倫理規範を定めるとともに、本学が学術研究の信頼性と公正性を確保するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規範において研究者とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 本学の専任教育職員及び特任教員（以下「本学教員」という。）
- (2) 本学の客員研究員
- (3) 本学の提供する資金・環境の下で、本学教員とともに共同研究に従事する者
- (4) 本学の教員とともに共同研究に従事する本学大学院生及び学部生
- (5) 本学の教員の指導の下で研究を遂行する本学大学院生及び学部生

2 この規範において研究に関与する事務職員とは、本学の研究に関する事務・管理等（以下「研究事務等」という。）の業務に携わる事務職員をいい、専任事務職員のほか嘱託職員及び非常勤事務職員を含むものとする。

(基本理念)

第3条 研究者は、本学の理念を尊重し、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行しなければならない。

- 2 研究者は、生命及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。
- 3 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等並びに国内の法令、告示（以下「法令等」という。）及び本学の規則等を遵守しなければならない。

(生命の尊厳への配慮)

第4条 研究者は、生命又は遺伝発生に係る対象に関して研究を行う場合、法令等、本学の規則等及び当該分野の学会の指針等の定めに従って、生命の尊厳に配慮した研究を行わなければならない。

(人を対象とする研究)

第5条 研究者が、人を対象とする研究を遂行する上で必要な事項は、別に定める。

(個人情報保護)

第6条 研究者は、個人情報保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報等で個人を特定できるものは、これを他に漏らしてはならない。

(研究上の不正の防止)

第7条 研究者は、研究の実施及び成果発表の過程において、次の各号に掲げる不正行為は、いかなる場合にもこれを行ってはならない。

(1) 捏造 (存在しないデータの作成)

(2) 改竄 (データの変造、偽造)

(3) 盗用 (他人のデータや研究成果、著作物等を適切な引用なしで使用)

2 研究の成果発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現等は、不正行為とみなされることがあるため、研究者は、適切な引用、誤解のない完全な引用、そして真摯な表現をしなければならない

3 研究者は、第1項に規定する不正行為を行っていないことを証明するために必要な資料、データ及び研究実施経過に関する記録を、適切な期間保管しなければならない。

4 本学教員は、前項に規定する不正行為が、当該研究に係る全ての者によって行われることのないよう適切な措置を講じなければならない。

(研究費の取扱い)

第8条 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、公的補助金等、公共性の高い原資によって賄われていることを常に認識し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究目的以外の目的のために使用してはならない。

3 研究者及び研究に関与する事務職員は、研究費の管理及び使用にあたっては、法令等及び本学の規則等を遵守し、研究費を最も効果的かつ効率的な方法で使用するよう努めなければならない。

4 研究者及び研究に関与する事務職員は、証憑書類等を適切に保管し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

5 本学教員は、研究費の不適正な取扱いが、当該研究に係る全ての者によって行われることのないよう適切な措置を講じなければならない。

(先行研究の公正な評価)

第9条 研究者は、先行研究を精査し、研究発表に当たっては、当該研究に対して寄与した先行研究を公正に評価し、言及しなければならない。

(公正な審査)

第10条 研究者は、研究助成金、学会賞等の審査又は学術誌の審査にあたる場合には、審査対象者に対して予断を持つことなく、学問的基準に基づいて公正な審査を行わなければならない。

2 前項の審査を行った研究者は、その過程で知り得た研究上の情報を、自らの研究に不当に利用し、また他に漏らしてはならない。

(研究成果の発表)

第11条 研究者は、特許出願その他合理的理由のために公表に制約がある場合を除いて、研究の成果を広く還元するために、適切な方法により発表するよう努めなければならない。

2 研究成果の発表に当たっては、私的利益への配慮又は不当な圧力により研究成果の客観性を歪めてはならない。

(研究協力者への配慮)

第12条 研究者は、研究活動の遂行に当たって、研究に協力する者の利益に常に配慮するよう努めなければならない。

2 研究者は、当該協力者に対する優位な立場を利用して研究への支援や協力を強いるなどの不当な行為を一切行ってはならない。

(実験等の安全管理)

第13条 研究者は、実験等に用いる機器、装置及び薬品等が、研究に従事する者及び学内外に危険を及ぼすことのないよう安全管理に努めなければならない。

2 研究で用いた薬品、材料等及び実験の過程で生じた廃棄物等は、法令等を遵守の上、自然環境に害を与えないよう処理しなければならない。

(本学の責務)

第14条 本学は、研究者の研究倫理意識が高揚することを目的に、必要な啓発、倫理教育の計画を策定し、実施するものとする。

2 倫理教育の内容、実施方法等については、別に定める。

3 本学は、この規範の運用を実効あるものとするため、研究者の研究倫理に反する行為及び事務職員によるこれに加担する行為に対して、適切な措置を講じるものとする。

4 前2項の目的を達成するため研究倫理委員会を設置する。

5 研究倫理委員会については、別に定める。

(事務)

第15条 この規範に関する事務は、大学総務部が担当する。

(改廃)

第16条 この規範の改廃は、大学執行部会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規範は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規範は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規範は、平成26年8月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規範は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規範は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規範は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この規範は、平成30年10月15日から施行する。